
次 期 リ サ イ ク ル 施 設 整 備 ・ 運 営 事 業

特 定 事 業 の 選 定

令 和 7 年 3 月

佐 賀 県 東 部 環 境 施 設 組 合

< 目 次 >

第1節 事業の内容に関する事項	1
1 事業名称	1
2 本事業の対象となる公共施設等の種類	1
3 公共施設等の管理者	1
4 事業目的	1
5 本事業対象施設の概要	2
6 事業内容	2
第2節 特定事業の選定及び公表に関する事項	4
1 特定事業の選定の基本的な考え方	4
2 本組合の財政負担見込額による定量的評価	4
3 DB0方式で実施することの定性的評価	6
4 事業者に移転するリスクの評価	6
5 総合的評価	6

第1節 事業の内容に関する事項

1 事業名称

次期リサイクル施設整備・運営事業

2 本事業の対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設等の管理者

佐賀県東部環境施設組合 管理者 向門 慶人

4 事業目的

本組合は、以下に示す4つの基本方針に基づき、本施設の整備を進めている。

本事業は、民間企業の経営能力及び技術的能力を活用することにより、本施設の効率的かつ効果的な設計・建設及び運営を行い、将来にわたり安全で安定したごみの適正処理、循環型社会の構築を目的とする。

- 1) 安全で安定性に優れた施設
 - ・耐震化等を図り、災害に対して強靱性を確保した施設
 - ・日常的な施設の稼働や維持管理において安全かつ安定性に優れた施設
- 2) 環境にやさしく、資源循環型社会を推進する施設
 - ・環境保全・公害防止対策に万全を期する施設
 - ・積極的な資源化により、循環型社会推進に貢献できる施設
- 3) 地域に親しまれる施設
 - ・積極的な情報公開のもと、住民に理解され、信頼される施設
 - ・住民が身近に活用でき、周囲の景観と調和のとれた施設
- 4) 経済性や効率性に優れた施設
 - ・建設から維持管理まで含めたトータルでの経済性や効率性に優れた施設

5 本事業対象施設の概要

項目	概 要	
事業実施場所	佐賀県鳥栖市立石町地内	
マテリアル リサイクル 推 進 施 設	処理対象物	・ 不燃ごみ ・ 可燃性粗大ごみ ・ 不燃性粗大ごみ ・ 剪定枝 ・ ビン類（生きビン、茶色ビン、無色ビン、その他色ビン） ・ アルミ缶、スチール缶 ・ スプレー缶 ・ ペットボトル ・ 容器包装プラスチック ・ 紙類（段ボール、紙パック、新聞・雑誌・チラシ、その他） ・ 古布 ・ 白色トレイ ・ 廃食用油 ・ 有害ごみ ・ その他
	処理方式	破砕・選別、圧縮・梱包、一時保管
	施設規模	破砕・選別処理施設： 24 t/5h ビン類選別施設： 4 t/5h 缶類選別・圧縮施設： 1 t/5h スプレー缶ガス抜き施設： 0.2 t/5h ペットボトル選別・圧縮梱包施設： 2 t/5h 容器包装プラスチック選別・圧縮梱包施設： 1 t/5h 紙類圧縮成型施設： 2 t/5h 合 計34.2 t/5h
そ の 他 関 連 施 設 等	計量棟、ストックヤード、駐車場、構内道路、危険物保管庫、配管、構内サイン、構内照明、外構 等	

6 事業内容

(1) 事業方式

DBO 方式

(2) 事業期間

ア 設計・建設業務期間	事業契約締結日から令和11年3月31日まで
イ 運営業務期間	令和11年4月1日から令和36年3月31日まで

(3) 事業の対象となる業務範囲

ア 事業者が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- a 本施設の設計・建設
- b 本組合が提示する調査結果以外に必要な事前調査
- c 本組合の交付金等申請支援
- d 設計・建設に係る許認可申請（本組合への支援含む）
- e 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの）

(イ) 本施設の運営に関する業務

- a 運転管理業務（破碎残渣、剪定枝以外の可燃ごみの運搬含む）
- b 維持管理業務
- c 測定管理業務
- d 防災管理業務
- e 情報管理業務
- f 関連業務

(ウ) その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本組合が行う業務

(ア) 本施設の設計・建設に関する業務

- a 本施設の交付金等申請手続
- b 設計・建設に係る許認可申請（本組合による実施が必要なもの）
- c 本施設の設計・建設モニタリング
- d 近隣対応（建設事業者の実施する業務に起因するもの以外）

(イ) 本施設の運営に関する業務

- a 本施設への処理対象物の搬入
- b 搬出物の搬出及び処分（資源化及び破碎残渣、剪定枝の運搬含む）
- c 近隣対応（運営事業者の実施する業務に起因するもの以外）
- d 視察・見学対応
- e 運営モニタリング

(ウ) その他これらを実施する上で必要な業務

第2節 特定事業の選定及び公表に関する事項

1 特定事業の選定の基本的な考え方

本事業を DBO 方式で実施することにより、事業期間を通じた本組合の財政負担の縮減を期待できる場合又は本組合の財政負担が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上を期待できる場合、本事業を特定事業として選定する。

具体的には以下について評価を行う。

- (1) 本組合の財政負担見込額による定量的評価
- (2) DBO方式で実施することの定性的評価
- (3) 事業者に移転するリスクの評価
- (4) 総合的評価

2 本組合の財政負担見込額による定量的評価

- (1) 本組合の財政負担額算定の前提条件

本事業を本組合自らが実施する場合（公設公営方式 単年度委託方式）及び DBO 方式で実施する場合の財政負担額の算定に当たり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、本組合が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではない。

ア 事業費などの算出方法

項 目	本組合自ら実施する場合 (公設公営方式 単年度委託方式)	DBO 方式で 実施する場合	算出根拠
①設計・建設 工事にかかる 費用の算 出方法	設計・建設工事費	同左	・本組合自ら実施する場合の 費用は、プラントメーカ の見積等をもとに物価変動を 考慮して設定 ・DBO 方式で実施する場合の 費用は、本組合自ら実施す る場合に比べて一定割合の 縮減が実現するものとして 設定
②運営業務に かかる費用 の算出方法	運営業務費 ・需用費 ・保守点検費 ・修繕更新費 ・測定試験費 ・人件費 ・その他経費	同左	・本組合自ら実施する場合の 運営業務費は、プラントメ ーカの見積等をもとに物価 変動を考慮して設定 ・DBO 方式で実施する場合の 運営業務費は、本組合自ら 実施する場合に比べて一定 割合の縮減が実現するもの として設定 ・DBO 方式で実施する場合は、 本組合職員の人員数が一定 程度削減できるものとして 設定

③資金調達にかかる費用の算出方法	・交付金 ・地方債 ・一般財源 ・地方交付税交付金	同左	・交付金は、循環型社会形成推進交付金を活用するものとして設定 ・地方債の充当率は、交付対象事業費を対象に 90%、交付対象外事業費を対象に 75%と設定し、償還期間は 25 年（据置 3 年）、利率は起債の近年動向を踏まえて設定
④支援業務費	・事業者選定に係る発注者支援 ・設計・施工監理業務費	・事業者選定に係る発注者支援 ・設計・施工監理業務費 ・運営モニタリング業務費	・コンサルタント見積により設定 ・DBO 方式で実施する場合には、運営モニタリング業務費を設定
⑤その他	—	—	・DBO 方式で実施する場合には、SPC は設立しない

※SPC：Special Purpose Company の略。本事業の運営業務の実施のみを目的として設立される株式会社。

イ VFM検討の前提条件

項目	値	算出根拠
①割引率	0.7%	国債流通利回り（10 年）の過去 20 年間平均値より設定
②リスク調整値	—	公表に際しての十分なデータが収集できないことから、リスク移転については定性的効果として認識

(2) 財政負担額の比較

前掲の前提条件に基づいて、本組合自らが実施する場合（公設公営方式 単年度委託方式）に対する DBO 方式で実施する場合の財政負担を現在価値換算のうえ比較すると、以下のとおりとなった。ここでは、本組合自らが実施する場合（公設公営方式 単年度委託方式）の財政負担見込額を 100 とし、指標により比較を行った。

	財政負担の比較
本組合自らが実施する場合 （公設公営方式 単年度委託方式）	100.0
DBO 方式で実施する場合	91.1

3 DB0方式で実施することの定性的評価

本事業を DB0 方式により実施する場合、本組合の財政負担額削減の可能性といった定量的な効果に加え、次のような定性的な効果が期待できる。

(1) 設計・建設工事及び運営業務の効率化

本施設の設計・建設工事及び運営業務を事業者が一貫して実施することにより、事業者独自の創意工夫やノウハウ（専門的知識や技術的能力等）が十分に発揮され、より効率的かつ機能的な設計・建設工事及び運営業務が実施されると期待できる。

(2) 長期的な視点に基づく運営業務内容の向上

長期的かつ包括的な委託を行うことにより、運営期間を通じた適時の補修等の実施、中長期的な視点での業務改善の実施、セルフモニタリングの実施等が行われ、長期的な視点での業務全体の最適化による運営業務内容の向上が期待できる。

(3) リスク分担の明確化による安定した事業運営

計画段階であらかじめ事業全体を見通したリスク分担を明確にすることにより、問題発生時における適切かつ迅速な対応が可能になり、業務目的の円滑な遂行や安定した事業運営の確保が期待できるとともに、適正なリスク管理により過度な費用負担を抑制することが可能となる。

4 事業者に移転するリスクの評価

本事業を DB0 方式で実施する場合は、本組合自らが実施する場合（公設公営方式 単年度委託方式）に本組合が負担するリスクの一部を事業者に移転して実施するため、本組合はこれらのリスクの顕在時に突発的な支出発生を回避できる。

また、これらの移転リスクは、事業者が、本組合よりも効果的かつ効率的に管理可能であるものを対象としており、事業者が有するリスクコントロール及びリスクヘッジのノウハウを活かすことで、顕在化の抑制、顕在時被害額の抑制が期待できる。

5 総合的評価

本事業は、DB0 方式で実施することにより、本組合自らが実施する場合（公設公営方式 単年度委託方式）に比べ、事業期間全体を通じた本組合の財政負担額について、8.9%の縮減を期待することができるとともに、公共サービスの水準の向上、効果的かつ効率的なリスク分担も期待することができる。

したがって、本事業を DB0 方式で実施することが適当であると認められるため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 7 条の規定に準じて、本事業を特定事業として選定する。